

- 6 令和4年1月11日、審査請求人は、府中市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。審査請求人は請求外^{ハツク}■が本件貯金口座に送金していたことを知らなかったなどと主張し、本件処分を争っている。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 「不実の申請その他不正な手段」(法第78条)を用いていないこと

ア 本件貯金口座は、審査請求人の母親である請求外^母■(以下「請求外^母■」という。)が管理しており、審査請求人は、本件貯金口座に請求外^{ハツク}■からの送金があった事実を認識できなかった。また審査請求人は、両親の離婚時の取決めを知らず、入金には関与していない。

イ 処分庁は、収入申告の必要性等に係る説明や指示を請求外^母■に対してのみ行っており、その内容を審査請求人に伝えていないため、処分庁からの説明や指示の内容を審査請求人は認識していなかったし、することもできなかった。

ウ 審査請求人は、処分庁が主張する消極的に事実を故意に告げないことの前提としての事実さえ認識できていないため、「不正な手段」を用いていない。

- (2) 法第80条を検討しなかったことが本件処分の取消事由となること

仮に返還決定時の世帯主にしか返還請求をできないとしても、審査請求人の年齢や祖父からの送金が養育費に費消されていること等を考慮し、法第80条の返還の免除を検討すべきであり、このような検討をすることなく行われた本件処分は許されない。

2 処分庁の主張

- (1) 「不実の申請その他不正な手段」(法第78条)を用いたといえること

生活保護の収入申告義務について、被保護者が未成年であることは何ら影響を与えるものではない。

また、法第78条に規定する「不実の申請その他不正の手段」には、積極的に虚偽の事実を申請すること以外に、消極的に事実を故意に告げないことも含まれると解する。

そして、被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかったときは、法第78条が適用されるべきものと解する。

収入申告の必要性は、処分庁からの説明や指示により、十分に認識していたはずである。

また、本件は請求人が金銭管理を任せていた母が、収入申告の必要性を認識しながらも長期間にわたり適切な申告をしなかったものであり、審査請求人についても、本人や母親の来所等の機会を通じて、収入申告の義務や仕送りの存在を認識していたものである。

たとえ世帯の金銭管理を行っていた母による単独の意図的な収入隠しだったとしても、審査請求人の世帯による不実の申請その他不正な手段を用いた利得であると認定されるべきものである。

請求人の母が請求人の代理人として振る舞いながら、その義務を果たさない場合の結果は請求人世帯が負うべきものである。

なお、本件処分前に法第63条の適用及び返還額の決定に当たっての自立更生免除の検討を行っている。

(2) 法第80条を検討しなかったことが本件処分の取消事由となるかについて法第80条は、すでに支給した保護費から返還すべき額が生じた場合に、その免除が可能であることを規定したもので、法第63条や法第78条に基づく返還義務を免除するものではない。

(3) 世帯の構成員でない親族の行為について世帯主が責任を負うこと

法第10条において世帯単位の原則が示されていることから、保護の決定は、代表して世帯主に対して行われるものとする。請求外^母や請求外^母は、本件処分時に別世帯であるから、同人らに返還請求をすることはできないのであって、本件処分時の世帯主である審査請求人に返還請求すべきである。

3 処分庁の主張に対する審査請求人の反論

請求外^母が、審査請求人に説明をしなかった場合にも、審査請求人がその結果の責任を負うとする理由が全く不明である。請求外^母は、審査請求人とは別の世帯の構成員である。処分庁の主張は何ら反論の体をなしていない。

理 由

1 関係する法令の定め等

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、保護の補足性の原理を定めている。
- (2) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならぬ。」と規定し、収入の変動があつた場合における収入申告の義務を定めている。
- (3) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定し、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合における保護費の徴収について定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の1(3)において、「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。」と規定し、書面による収入の申告義務及び挙証資料の提出について定めている。
- (5) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。)IV費用返還(徴収)及び告訴等の対応4(1)は、法第78条の趣旨として、「不実の申請その他不正な手段」とは「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれる。」と規定している。

また、手引4(1)ウにおいて、法第78条によることが妥当であると考え

られる場合について、「㉞届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」、「㉟届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「㊱届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「㊲保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」と規定し、保護の実施機関が法第78条を適用する際の判断基準を定めている。

- (6) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)2(㉞)では、「法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているものの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある。」と規定し、保護の実施機関は、収入申告の義務を説明した上で被保護者から「確認書」を徴取し、保護の実施機関と被保護世帯とで当該説明を行ったこと及び当該説明を理解したことを共有し明確にすることとしている。

2 争点

- (1) 本件の争点は、「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたといえるかである。そして、審理関係人の主張を踏まえると、その前提として、①審査請求人が、収入の申告義務を理解していたといえるか、②審査請求人が収入として認定された本件貯金口座への入金的事实を知っていたといえるかに争いがある。
- (2) 前記の争点を検討するに先立ち、法第78条第1項の「不実の申請その

他不正の手段」の解釈の在り方につき検討を加えると、「不実の申請その他不正の手段」には、積極的に虚偽の事実を申請することはもちろん、消極的に真実を隠ぺいすることも含まれると解される。そして、その前提として、本件収入に係る申告義務を審査請求人が理解していたことが必要であると解する。

3 本件の事実関係について

本件において、諮問書の添付書類（事件記録）及び府中市行政不服審査会（以下「審査会」という。）において行った事実確認によれば、以下の事実が認められる。

(1) 府中市福祉事務所は、平成27年4月1日付けで審査請求人を請求外^母 ■ ■の世帯に増員する処理を行い、審査請求人は、請求外^母 ■ ■と2人世帯として生活保護費を受給するようになった。

そして、審査請求人の生活保護費の支払先は、請求外^母 ■ ■の銀行口座に行われることとなった。

(2) 同年5月21日、請求外^父 ■ ■から、上記の銀行口座とは異なる審査請求人名義の本件貯金口座に、記録上最初の入金である5万円の入金があった。なお、審査請求人は、請求外^父 ■ ■から入金が最初にあった平成27年5月21日時点では15歳の未成年であった。

そして、請求外^父 ■ ■から最初の入金があった平成27年5月21日以降、令和3年2月15日に至るまで、請求外^父 ■ ■から本件貯金口座に、不定期的に数万円から100万円の入金が行われるようになった。

また、審査請求人が成人した令和2年1月10日以降の請求外^父 ■ ■からの本件貯金口座への送金は、合計3回でその総額は88万円であった。

なお、平成27年5月1日から審査請求人の生活保護が廃止された令和3年3月6日までの間、審査請求人と請求外^母 ■ ■が同居したことはないものの、いずれも府中市内に住所登録をしていた。

(3) 請求外^母 ■ ■は、令和2年2月26日付けで、サービス付高齢者住宅へ入所することとなったため、審査請求人は同日以降、単身世帯の世帯主となった。

これに伴い、同年8月以降、審査請求人の生活保護費は、本件貯金口座とは異なる審査請求人名義の銀行口座に振り込まれるようになった。

- (4) 同年3月10日、審査請求人の母である請求外^母は、府中市役所（府中市福祉事務所）を訪れた。府中市福祉事務所職員は、請求外^母に対し、「収入・資産など世帯の状況について、事実と異なる申告をしている」ことは、申請の却下事由になること、「収入、支出などの生計の状況、居住地・世帯の構成に変動・異動があったときは、すみやかに、福祉事務所に届け出なくてはならない」等の説明を行った。

請求外^母は、このような説明を請求外^母が責任をもって行う等の内容を記載した生活保護申請時の重要事項説明書（府中市福祉事務所）（以下「本件重要事項説明書」という。）を作成し提出した。本件重要事項説明書には、作成日である令和2年3月10日付けでの審査請求人の署名押印があるが、少なくとも審査請求人は作成していない。

これらの説明及び書面が手渡された際、審査請求人は同席していない。

- (5) 令和3年3月22日、審査請求人及び請求外^母は府中市役所（府中市福祉事務所）を訪れた。

この際、処分庁は、同人らに対して、法第29条に基づく調査を行った結果、本件貯金口座に請求外^母から複数回の入金があった事実が判明したことについての事実確認を行ったところ、請求外^母は、請求外^母の未申告収入と同じように学費に使用したとの説明を行った。

また、処分庁は、同人らに対して、生活保護費の返還を求める場合については、審査請求人名義で行い、請求外^母に対して返還を求めると伝えた。この際、主にやり取りをしていたのは請求外^母であり、審査請求人は担当者とはほとんど会話をしなかった。

- (6) 同年10月14日、府中市福祉事務所は、同所長名で、「生活保護法第78条の適用通知書」により、請求外^母から支払われた金銭についての報告がなく、不正受給を行ったとの理由で法第78条に基づき、合計456万1000円の返還を求めた。

以下では、これらの認定事実を前提に、争点に対する検討を行う。

4 審査請求人の申告義務の理解の有無

- (1) 処分庁は、審査請求人が申告義務を理解していた根拠として、おおむね、
①審査請求人が金銭管理を任せていた請求外^母が、収入申告の必要性を認識しながらも長期間にわたり適切な申告をしなかったこと、②審査請求

人も、本人や母親の来所等の機会を通じて、収入申告の義務や仕送りの存在を認識していたことを主張する。そして、処分庁は、本件重要事項説明書には、収入に関し、「収入、支出など生計の状況、居住地・世帯の構成に変動・異動があったときは、すみやかに、福祉事務所に届け出なくてはならない。」との記載と、作成日である令和2年3月10日付けでの審査請求人の署名押印並びに「※（申請者が世帯員ではない場合）上記について、申請者が責任を持って世帯員に説明します。」との記載及び請求外^母の署名があると指摘する。^母

- (2) 審査請求人と請求外^母との関係を検討すると、平成27年4月1日付けで審査請求人を請求外^母の世帯に増員する処理を行い、請求外^母と2人世帯として生活保護費を受給するようになって以降、審査請求人は請求外^母と同一の世帯となったことはない。

また、提出された記録上、請求外^母と審査請求人の2人世帯として生活保護費の受給を開始した平成27年4月1日から審査請求人に対する生活保護が廃止された令和3年3月6日に至るまで、本件に関して処分庁が審査請求人及び請求外^母と直接会って説明した記録は確認できない。

もっとも、審査請求人は、提出された資料上、令和3年3月22日に処分庁に来庁したことが確認できるが、同日に収入の申告義務について説明がされたとしても審査請求人に対する生活保護は同月6日に廃止されており、同月22日の来庁時点では、申告をすることはできない。

さらに、処分庁が証拠として挙げる本件重要事項説明書についても、審査請求人の署名は、請求外^母の筆跡と酷似している上、審査会において処分庁に確認をしたところ、本件重要事項説明書は、請求外^母が作成したものであり、直接審査請求人には説明しておらず、署名も請求外^母によるものであろうとの回答がなされた。また、本件重要事項説明書についての説明が行われた令和2年3月10日には、審査請求人は同席していない。処分庁としては、課長通知2(1)を踏まえて用意をしたものと思われるが、これらの事実からは、本件重要事項説明書は、請求外^母に対して、収入の申告義務があることを説明したと評価することはできても、審査請求人が申告義務について説明を受けた、あるいは申告義務について理解していたと評価することはできない。

以上の検討によると、処分庁の主張及び提出された資料を前提にしても、収入についての申告義務があることを審査請求人が認識していたと断定することは困難であると言わざるを得ない。

5 入金についての認識

- (1) 処分庁は、収入認定を行った主として請求外^父による審査請求人名義の口座への入金（以下「本件入金」という。）について、審査請求人の母である請求外^母が認識していたこと、そして、処分庁への来庁の機会を通じて本件入金の事実についても認識していたことを理由に審査請求人が本件入金を認識していたと主張する。
- (2) 本件入金が行われた口座について検討すると、生活保護費は、平成27年4月1日から令和2年7月までは、請求外^母の銀行口座に振り込まれ、審査請求人が単身世帯の世帯主となった後である同年8月以降は、本件貯金口座とは異なる審査請求人名義の銀行口座に振り込まれるようになった。本件入金は本件貯金口座に行われているため、生活保護費の入金の度に口座を確認していたとしても、当然には気が付くことはできなかったといえる。

次に、審査請求人は、請求外^父から最初に入金があった平成27年5月21日時点では15歳の未成年であった。審査会が、審査会事務局に未成年者の口座開設手続について確認を行わせたところ、審査請求人の母親である請求外^母において、審査請求人が未成年の間に同人に秘して口座開設ができる可能性が認められた。そのため、生活保護廃止までの間に、審査請求人が、本件貯金口座が存在していること自体を知らなかったという可能性は排除しきれない。

また、審査請求人が成人した令和2年1月10日以降の請求外^父からの本件貯金口座への送金は、提出された資料上、合計3回でその総額は88万円と確認できるが、上記のとおり、審査請求人があずかり知らぬところで、本件貯金口座が開設され、その事実を明かされていなかったとすると、成人後の入金についても気が付くことができなかった可能性もある。

さらに、審査請求人が請求外^父を通じて入金の実態を把握していたとの処分庁の主張についても、申告義務の理解に関する検討で述べたところに同じく、仮に請求外^母が本件入金の事実を知っていたとしても、請求

母
外■が審査請求人にその事実を伝えたとまで断定することはできない。

また、令和3年3月22日に、審査請求人が請求外■^母とともに、処分庁に来庁した際に、返金について同意したかのように捉えられるケース記録票の記載についても、処分庁の回答と記載の内容からは、審査請求人から異論が出なかったとの評価はできても、審査請求人が積極的に状況を理解し同意していたとまで評価することはできない。

以上の検討によると、本件入金についても、審査請求人が本件収入を認識していたと断定することは困難であると言わざるを得ない。

6 小括

ここまで検討したことを踏まえ、本件の事実関係に基づき総合的に評価すると、審査請求人は、審査請求人が、申告義務があることを認識していたと断定することはできず、本件入金を認識していたと断定することも困難であり、処分庁において、前提となる事実関係は立証されていないといわざるを得ない。そして、このような事実関係を前提にすると、審査請求人において、積極的に虚偽の事実を申請したとも、消極的に真実を隠ぺいしたともいえない。

よって、法第78条を適用して審査請求人に保護費の返還を求めた本件処分は、要件を欠き、違法であると言わざるを得ない。

7 結論

以上のことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年6月3日

審査庁

府中市長 高野 律 雄



教 示

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として（訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

これは謄本である。

令和6年6月4日

審 査 庁
府中市長 高 野 律 雄

